

事務中級 第14分野 休職復職事務

解説	産休期間は出産日を含めて6週間前と出産日の翌日から8週間の期間となる。 例：出産予定日 H15.8.11 ：出産日 H15.8.15 ：産休開始 H15.7.1 ：産休終了 H15.10.10 出産手当金は産休の開始から2年以内に申請する。 育児・介護休業等に関する規則の目的は、従業員の育児・介護休業、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。 満たない子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。 介護休業とは、労働者が、その要介護状態、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある対象家族を介護する為にする休業である。
例題	産休の制度。
解答	出産予定日を含めて6週間前と出産日の翌日から8週間の期間。
例題	出産手当金の説明を書きなさい。
解答	被保険者が出産のために休職して、給与支給がなかった事に対する給与保障。
例題	育児休業制度とはどのような制度か書きなさい。
解答	労働者が、その1歳に満たない子を養育するためにする休業。
例題	育児休業給付金とはどのような制度か書きなさい。
解答	一定の要件を満たした一般被保険者の方が、1歳未満の子を養育するために育児休業を取得して、賃金が一定水準を下回った場合に、その被保険者の方に給付金が支給される制度。
例題	介護休業制度とはどのような制度かを書きなさい。
解答	労働者が、その要介護状態、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある対象家族を介護する為にする休業。
例題	産休申請を受けた場合の産休期間の算定について書きなさい。
解答	労働基準法でいう産前産後の休業期間とは、産前の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）と産後の8週間のいいます。 産前の6週間とは、分娩予定日から起算してさかのぼる6週間のことで、実際の分娩が予定日より早まったり遅れたりしても、休業開始から分娩日までは、産前6週間の休業期間として計算します。例えば、休業開始から5週間で分娩したり、7週間で分娩したりしても、この期間は、産前休業期間として扱います。また、この間は、本人から休業したいという請求がない限りは、休業させなくても差し支えありません。 産後の8週間とは、分娩